

議案第 1 4 3 号

京丹後市弥栄機業センターの指定管理者の指定について

次のとおり、京丹後市弥栄機業センターの指定管理者の指定をしたいので、議会の議決を求める。

令和 2 年 8 月 2 8 日提出

京丹後市長 中 山 泰

公の施設名	公の施設所在地	指定管理者	指定の期間
京丹後市弥栄機業センター	京丹後市弥栄町和田野 9 8 3 番地	京丹後市峰山町杉谷 8 3 6 番地の 1 京丹後市商工会	令和 3 年 4 月 1 日から 令和 8 年 3 月 3 1 日まで

提案理由

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定に基づき、京丹後市弥栄機業センターの管理業務を行わせる指定管理者の指定について、議会の議決を求めるものである。

採点集計表【京丹後市弥栄機業センター】

選定基準	個別配点	×3人	審査項目	配点 (満点)	京丹後市商工会		失格点		
					得点	得点率			
公の施設の運営において市民の平等利用が確保されること。	10	30	管理運営の基本的な考え方の適合性	30	30	30	100%	9未満	
施設の効用を最大限に発揮させるものであること。	36	108	運営の基準、サービス提供内容への取組み	18	76	76	70%	32未満	
			施設設備の維持及び運営管理の水準	51					33
			事故・事件の防止措置、緊急時の対応	15					13
			利用者等の要望の把握	6					6
			現施設又は同種の施設管理運営実績等	18					12
施設の効率的な運用が図られるものであること。	25	75	収支計画の妥当性	30	48	48	64%	23未満	
			指定管理料の多寡	45					24
施設の管理を安定して行うとともに、施設の設置目的を達成するために必要な物的および人的能力を有していること。	9	27	運営組織及び従業員の配置等の妥当性	12	27	27	100%	8未満	
			団体による本事業への支援体制	3					3
			事務・会計処理の能力	6					6
			従業員研修・教育の妥当性	6					6
計【配点80×3人=240】				240	181		75%	144未満	

※施設所管部署(管理職3人)で採点を実施。

※総得点の60%未満である場合、又は、選定基準ごとの得点率で30%未満が複数ある場合、失格。

【議会基本条例第8条第1項関係】

政策等の形成過程の説明資料

令和 2 年 9 月 定例会

議案の 件 名	議案第143号 京丹後市弥栄機業センターの指定管理者の指定について	政策等 の区分	計画 ・ 事業 ・ 条例 その他 ()
------------	--------------------------------------	------------	--------------------------------

<<政策等の概要>> 京丹後市弥栄機業センターは、平成18年4月から指定管理者制度による管理を行っているところである。現指定管理者の指定期間が令和3年3月31日をもって満了することから、令和3年4月以降の指定管理者を新たに指定するものであり、指定の期間は令和3年4月1日から5年間とする。 地方自治法第244条の2第3項の規定により京丹後市商工会を指定管理者に指定するため、同法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものである。	<<市民参加の状況>> 有 ・ 無 (パブリックコメントを実施した場合は、その結果等を含む。)																		
	<<財源措置の状況>> (単年度事業でない場合は、全体事業の見込状況を記入) (単位：千円)																		
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>総事業費</th> <th>国庫支出金</th> <th>府支出金</th> <th>市債</th> <th>その他</th> <th>一般財源</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R3~R7年度</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>103</td> </tr> <tr> <td>103</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	総事業費	国庫支出金	府支出金	市債	その他	一般財源	R3~R7年度					103	103					
	総事業費	国庫支出金	府支出金	市債	その他	一般財源													
R3~R7年度					103														
103																			
<<政策等の必要性>> 弥栄機業センターは、指定管理者制度導入前から、商工会が管理・運営し、維持管理経費（建物共済は除く）についてもすべて商工会が負担してきた施設である。指定管理者制度導入後も商工会が指定管理者として、大きな問題もなく、健全な運営・管理を行ってきた。 そうした状況を踏まえ、令和3年度以降も引き続き商工会が指定管理者として管理することが、合理的かつ効率的である。	<<将来にわたる効果及び経費の状況>> 指定管理者制度を継続することで、引き続き民間のノウハウを活用した利用者サービスの向上と、管理経費の縮減を図ることができ、施設の一層の効用増加が期待できる。指定管理者に選定された候補者は、継続管理となるため本施設の管理運営全般を熟知しており、引き続き、利用団体等の活動しやすい施設として、管理運営されるものと期待できる。 指定管理料については、議決後、指定申請書で提案された額を基本として協定により締結することとなる。																		
<<提案に至るまでの経緯>> R2.6.8 京丹後市公の施設の指定管理者選定等審査会 R2.8.11 京丹後市公の施設の指定管理者選定等審査会 指定管理者の候補者として京丹後市商工会を選定	<<総合計画等の整合>> <table border="1"> <tr> <td>総合計画 計画項目</td> <td style="background-color: #ffe0b2;">1</td> <td>地域経済を担う商工業の振興</td> </tr> </table> ○その他の計画(該当する場合のみ) <table border="1"> <tr> <td>計画名称</td> <td></td> </tr> <tr> <td>策定年度</td> <td></td> </tr> <tr> <td>計画期間</td> <td></td> </tr> </table>	総合計画 計画項目	1	地域経済を担う商工業の振興	計画名称		策定年度		計画期間										
総合計画 計画項目	1	地域経済を担う商工業の振興																	
計画名称																			
策定年度																			
計画期間																			
<<政策等の実施時期>> 指定管理者として指定する期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までとする。	<table border="1"> <tr> <td>担当部局</td> <td>担当課</td> <td>添付資料（有の場合は、その名称）</td> </tr> <tr> <td>商工観光部</td> <td>商工振興課</td> <td>有 ・ 無</td> </tr> </table>	担当部局	担当課	添付資料（有の場合は、その名称）	商工観光部	商工振興課	有 ・ 無												
担当部局	担当課	添付資料（有の場合は、その名称）																	
商工観光部	商工振興課	有 ・ 無																	